

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 感等財務局長

【提出日】 2024年6月19日

【会社名】 株式会社Success Holders
(注)2024年6月19日開催の定時株主総会の決議により、2024年8月1日から会社名を「株式会社Def consulting」に変更予定であります。

【英訳名】 Success Holders, inc.
(注)2024年6月19日開催の定時株主総会の決議により、2024年8月1日から英訳名を「Def consulting, inc.」に変更予定であります。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 下村 優太

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目1番1号
(注)2024年8月1日から本店は、下記に移転予定であります。
東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【電話番号】 03-5786-3800(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部管掌執行役員 岩崎 雅一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目1番1号

【電話番号】 03-5786-3800(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部管掌執行役員 岩崎 雅一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、パーパスとして「世界中のどんな企業でも気軽にコンサルティングを活用できる新しい世界を創出すること」を掲げ、2020年11月にITに関連する課題を抱えるクライアントに対してITエンジニア人材を提供し、最適な解決策及び技術力を提供するテクノロジーソリューション事業を立ち上げたことを皮切りに、2022年10月にはハイキャリア人材不足という課題を抱えるクライアントに対して事業戦略や営業戦略等の攻めの領域から内部統制構築やガバナンス強化等の守りの領域まで、経営に関する全ての分野において、提案から実行までハンズオンで実施する課題解決サービスを提供するコンサルティング事業を創業しました。

当社は、創業来、時代のニーズに合わせてその業態を進化させてきており、現在ではクライアントの課題を戦略からエンジニアリングまで包括的にご支援することが可能な体制が整ったことから、よりトータルコンサルティングを提供する企業であることを打ち出したブランディングの一環として、現行定款の第1条(商号)につきまして、「株式会社Def consulting」に変更するものであります。

また、当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、並びに、現在実施していない事業目的について対応するため、現行定款の第2条(目的)につきまして、事業目的を追加、修正及び削除するものであります。

以上のほか、その他所要の変更に対応するために、現行定款の第10条(株式取扱規則)につきまして、修正するものであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、2024年8月1日をもって生じるものとします。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、下村優太、上之園圭介の2氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、神庭雅俊、久保恵一、毛利正人の3氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	203,942	702	0	(注)1	可決 98.7
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) 2名選任の件				(注)2	
下村 優太	203,804	840	0		可決 98.7
上之園 圭介	203,813	831	0		可決 98.7
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件				(注)2	
神庭 雅俊	203,816	828	0		可決 98.7
久保 恵一	203,819	825	0		可決 98.7
毛利 正人	203,821	823	0		可決 98.7

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。